

新潟市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業について、営業施設の構造設備及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき措置を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として、病院、寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。

2 この要綱において「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。

3 この要綱において「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

(届出)

第3条 営業施設を開設しようとする者は、あらかじめ別記様式第1号による開設届に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に届け出るものとする。

- (1) 営業施設の位置を明らかにした付近の見取図
- (2) 営業施設の平面図及び設備の配置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 営業者は、届出事項に変更を生じたとき、又は営業施設を廃止したときは、別記様式第2号により、その旨を市長に届け出るものとする。

(施設基準)

第4条 営業者は、別表第1に定める施設基準に適合するように営業施設を設置するものとする。

(管理基準)

第5条 営業者は、別表第2に定める管理基準に適合するように営業施設の管理をするものとする。

(利用方法等の周知)

第6条 営業者は、別表第3に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させ、かつ安全に利用させるよう努めるものとする。

(立入検査等)

第7条 市長は、この要綱の実施に関し必要があると認めるときは、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第11条に規定する環境衛生監視員である職員に営業施設の構造設備及び管理の状況等を検査させることができる。

(改善指導)

第8条 市長は、第4条から第6条までに規定する基準等（以下「基準等」という。）に適合しないと認めるときは、営業者に対し、当該基準等に適合するよう必要な指導を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に営業施設を開設し、又は開設の工事をしている営業者は、速やかに開設届を市長に提出するものとする。

3 第3条第1項及び別記様式第1号の規定は、前項の開設届の提出について準用する。この場合において、第3条第1項中「開設しようとする者は、あらかじめ」とあるのは「開設し、又は開設の工事をしている者は、」と読み替えるものとし、別記様式第1号中「開設したいので」とあるのは「開設したので」と、「開設予定年月日」とあるのは「開設年月日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項 目	施 設 基 準
<p>1 施設の構造設備 (共通事項)</p>	<p>(1) 隔壁等により外部と区画され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。</p> <p>(2) 設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。この場合において、施設の床面積（Q）は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数（n）に応じ、次式により算出した面積（㎡）以上であることが望ましいこと。</p> $Q（㎡）=5.5+1.2n$ <p>(3) 採光，照明及び換気が十分行える構造設備であること。</p> <p>(4) 乾燥機，給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。この場合において，排気口は，周囲への影響を十分考慮すること。</p> <p>(5) 施設内の床面及び腰張りは，不浸透性材料を用い，かつ，床面は排水のための適当なこう配及び排水口を有し，清掃が容易に行える構造であること。</p> <p>(6) 施設内には，手指の消毒を行えるよう薬用石けん等を備えた流水式手洗い設備を置くこと。</p> <p>(7) 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する施設には，摂氏60度以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。</p> <p>(8) 施設内に便所を設ける場合は，洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。</p> <p>(9) 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は，利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。</p> <p>(10) 施設内には，廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。</p>
<p>2 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する施設</p>	<p>(1) ドライクリーニング用洗濯機は，密閉式のものであること。</p> <p>(2) 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き，有機溶剤回収装置を付設すること。</p> <p>(3) 施設内の適正な位置に，有機溶剤を排出するための局所排気設備を備えること。この場合において，排気口は，周辺への影響を十分考慮すること。</p> <p>(4) テトラクロロエチレンを使用する洗濯機を設置する場合は，洗濯機から排出される排液中の溶剤を適切に除去できる排液処理装置及び脱臭時に排出するテトラクロロエチレンを回収するための活性炭吸着回収装置を設置すること。</p>

別表第 2（第 5 条関係）

項 目	管 理 基 準
1 衛生管理責任者及び有機溶剤管理責任者の設置及び業務	<p>(1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、各施設に衛生管理責任者を選任すること。この場合において、衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講じるとともに、利用者に対し、別表第 3 に掲げる各事項に関し、適切な指導助言を行うこと。</p> <p>(3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせるため有機溶剤管理責任者を選任し、常駐させること。この場合において、有機溶剤管理責任者は、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者とし、衛生管理責任者を兼ねることができる。</p> <p>(4) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を、施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。</p>
2 施設の衛生的管理	<p>(1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。</p> <p>(2) 施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。</p> <p>(3) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。</p> <p>(4) 施設内は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度を維持すること。この場合において、各作業面の照度は、300ルクス以上であることが望ましいこと。</p> <p>(5) 施設内は、換気を十分にすること。この場合において、炭酸ガス濃度が 1,000ppm 以下で、かつ、一酸化炭素濃度が 10ppm 以下であることが望ましいこと。</p> <p>(6) 換気設備及び排気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。</p> <p>(7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するように整備しておくこと。</p> <p>(8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のとっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日清掃を行い、適宜消毒を行うこと。</p> <p>(9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。</p> <p>(10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の保管庫に保管すること。</p> <p>(11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には摂氏 60 度以上であることが望ましい。）。</p> <p>(12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであ</p>

	ること（水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。）。
3 ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設の管理	<p>(1) ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。</p> <p>(2) 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。</p> <p>(3) 洗濯物の乾燥が十分行われるよう適正な温度及び時間の設定を行うとともに、乾燥温度を常に点検して所定の温度を維持すること。</p> <p>(4) 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。</p> <p>(5) ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。この場合において、洗濯物の出し入れ口の扉のパッキング部分からの漏出については、十分留意すること。</p> <p>(6) 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。</p>

別表第3（第6条関係）

項目	掲 示 事 項
1 利用上必要な事項	<p>(1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法に関すること。</p> <p>(2) 洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否並びに洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。</p> <p>(3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあつては、次に掲げること。</p> <p>ア 使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。</p> <p>イ 洗濯物の乾燥が十分行われるための適正な洗濯量に関すること。</p>
2 施設及び設備の汚損防止等に関する事項	<p>(1) 洗濯前後の手指の洗浄等に関すること。</p> <p>(2) 施設及び設備の汚損防止に関すること。</p> <p>(3) 感染性の疾病に罹患した者又はこれに接した者が着用した衣類等の洗濯の禁止に関すること。</p> <p>(4) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。）。</p> <p>(5) その他の施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関すること。</p>

営業施設の構造設備等の概要

構 造 設 備 等	施設の概況		<input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/> 併設 ()					
	外部等との区画		<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	施設床面積	m ²	照明	ルクス	換気設備	か所		
	床の材質			壁の材質				
	流水手洗設備	か所 (<input type="checkbox"/> 薬用せっけん <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> その他 ())						
	使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	排水の放流先	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	自動販売機の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	便所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ごみ容器	個		
洗 濯 設 備 等	ランドリー用	洗濯機 (計 台)	能力	kg	kg	kg	kg	kg
			台数	台	台	台	台	台
		乾燥機 (計 台)	能力	kg	kg	kg	kg	kg
			台数	台	台	台	台	台
		洗濯乾燥機 (計 台)	洗濯	kg	kg	kg	kg	kg
			乾燥	kg	kg	kg	kg	kg
	台数		台	台	台	台	台	
	給湯設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		乾燥機の温度表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	ドライクリーニング用	洗濯機 (計 台)	能力	kg	kg	kg	kg	kg
			台数	台	台	台	台	台
溶剤回収装置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		局所排気設備		か所		
乾燥設定温度・時間		℃	分	活性炭吸着回収装置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
排液処理装置		<input type="checkbox"/> 有 (処理方法:) <input type="checkbox"/> 無 (委託先:)						
溶剤の種類		<input type="checkbox"/> 石油系 <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> その他 ()						
溶剤保管庫		床材質:		廃棄物容器の種類				
運動靴用	<input type="checkbox"/> 有 (台) <input type="checkbox"/> 無							
掲 示 事 項	<input type="checkbox"/> 衛生管理責任者 <input type="checkbox"/> 利用上必要な事項 <input type="checkbox"/> 施設及び設備の汚損防止等に関する事項							
その他参考事項								

注1 太線の中だけ記入してください。

2 該当する□にレ印を付けてください。

添付書類

- 1 営業施設の位置を明らかにした付近の見取図
- 2 営業施設の平面図及び設備の配置図
- 3 その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第3条関係）

コインオペレーションクリーニング営業施設変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先） 新潟市長

営業者 住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記のとおり開設届出事項を 変更 ・ 廃止 したので，新潟市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱第3条第2項の規定により届け出ます。

営 業 施 設	名 称	
	所 在 地	新潟市
変更・廃止年月日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

添付書類

構造設備の変更の場合は，変更箇所を朱書きした平面図